

利用定員の減少について（報告）

1. 趣旨

子ども・子育て支援法第32条第3項の規定及び「藤沢市利用定員の設定における運用基準」に基づき、特定教育・保育施設に係る利用定員の減少について神奈川県と協議を行った結果を報告するものです。

2. 協議の概要

(1) 利用定員を減少する理由

新たに開所した認可保育所については、開所後1～2年間は4・5歳児の定員が充足されない実態が多く、入所児童数と認可定員数に20名以上のかい離が生じています。

このため、「同年度においては、減少した利用定員を上回らない見込みであること」「翌年度以降においても入所実績にあわせ利用定員を設定する」ものと認められるため、平成30年度における利用定員を減少するものです。

(2) 届出があった保育施設とその内容

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	認可定員	変更前の利用定員					届出時直近の利用児童数					(上段)変更後の利用定員 (下段)増減数				
				1号	2号	3号 (1歳以上)	3号 (1歳未満)	計	1号	2号	3号 (1歳以上)	3号 (1歳未満)	計	1号	2号	3号 (1歳以上)	3号 (1歳未満)	計
第2湘南まるめろ保育園	城南1丁目	(社福)永寿会	60	0	22	32	6	60	0	1	24	6	31	0	12	32	6	50
														0	▲10	0	0	▲10

(3) 県事前協議の結果

神奈川県から「異議なし」との回答がありました。

(4) 利用定員の変更年月日

平成30年9月1日

【 補足 】 県への手続きの変更について

平成30年6月27日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が公布されたことにより、同年9月27日の施行から、県知事への協議の手続きについて定めている「子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)」第30条及び第32条中の『協議』が『届出』に変更されました。(参考：平成30年内閣府令第47号)

以上

(子育て企画課 施設整備担当)